

水第 588 号
平成30年7月24日

新発田市水道事業審議会
会長 相澤 順一 様

新発田市水道事業
新発田市長 二階堂 馨

水道料金の在り方について（諮問）

新発田市水道事業審議会条例第2条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 水道料金の水準について
- (2) 水道料金体系の見直しについて

2 答申時期

平成30年11月30日まで

諮 問 理 由

新発田市水道事業は、安心・安全な水道水の安定供給に努め、本年度で給水開始から90年を迎えました。近年、給水人口の減少、節水意識の高揚などを背景に給水収益が伸び悩み、厳しい経営状況の中、経費の節減や施設の効率化などを図り、健全経営の維持に努めてきたところです。

しかしながら、水道普及率が99%にまで達した昨今、水処理技術の向上による地下水利用や雨水利用の拡大、簡易水道事業の経営統合などによって、水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、経営面において更に厳しさを増しております。

また、長年の懸案事項でありました石綿セメント管更新事業は、平成28年度に完了いたしました。5期にわたる拡張事業で整備した施設も順次更新期が到来しつつあり、法定耐用年数を経過した配水管の計画的な入替えや、自然災害への備えとして基幹施設の耐震化によるライフライン機能の強靱化なども先送りできない喫緊の課題であります。

建設改良事業の主要財源の一つである企業債の借入残高は、平成18年度末の92億5千万円をピークに29年度末現在の80億円にまで減少させ、財政の健全化を進めてまいりましたが、依然として高水準にあり、給水収益が伸び悩んでいる現状では、今後の建設改良工事を着実に実施していくための財源として高依存できない状況にあります。

一方、現行の水道料金は、^{ていぞうどあ}逓増度合いの高い体系であり、大口利用者の地下水利用への転換などによる水道利用抑制が進んでいるため、給水収益の安定的な確保が一層困難となっております。

このようなことから、水道事業の健全な経営を継続するために必要な料金水準と確実な給水収益の確保に資する料金体系を踏まえた水道料金の在り方について、御審議いただきたく、諮問いたします。